

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No | 13 | 府省庁名 | 金融庁 |
|--------------|---|------|-----|
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（住民税（利子割）） | | |
| 要望項目名 | 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大） | | |
| 要望内容 (概要) | <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ（平成28年1月実施）。</p> <p>しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。</p> ・特例措置の内容 <p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等についても拡大すること。特に、①総合取引所に係るデリバティブ取引については、早期に実現すること、②仮に、預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、預貯金等への損益通算範囲拡大を併せて行うこと。 2 債券の一体化の円滑な実施のための所要の措置を講じること。 3 損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 4 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。 | | |
| 関係条文 | <p>地方税法第71条の5、第71条の6 地方税法附則第35条の2の6、第35条の4の2 租税特別措置法第3条、第37条の12の2、第41条の14、第41条の15</p> | | |
| 減収見込額 | <p>[初年度] ▲3,700 () [平年度] ▲3,700 () [改正増減収額]</p> <p>(単位：百万円)</p> | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られること。</p> <p>(2) 施策の必要性 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ（平成28年1月実施）。</p> <p>しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、上記政策目的が十分達成されていない。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | | |

| | | |
|-----|------------------------|---|
| | 政策体系における政策目的の位置付け | II-3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 |
| 合理性 | 政策の達成目標 | 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られること。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置とする。 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 政策の達成目標と同じ。 |
| | 政策目標の達成状況 | 新設要望のため、該当せず。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 個人投資家が適用対象。 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することにより、個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られることが見込まれる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 平成21年から、上場株式・公募株式投資信託等の譲渡所得と配当所得との損益通算が認められた。 また、平成28年からは、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等と上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が認められることとなった。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |
| | 要望の措置の妥当性 | 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境が整備されることにより、個人投資家の市場参加が促進され、国民の長期的な資産形成が図られる。 |

| | |
|--|---------------------|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | 新設要望のため、該当せず。 |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | 新設要望のため、該当せず。 |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | 新設要望のため、該当せず。 |
| 前回要望時の達成目標 | 新設要望のため、該当せず。 |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 新設要望のため、該当せず。 |
| これまでの要望経緯 | 平成 17 年度からの継続要望である。 |